〈研究短報〉

医療ニーズの高い在宅療養児の通常学校への訪問看護活用に関する教育関係者の認識と連携行動

岡部明子[*1]・石原孝子[*1]

Ⅰ．研究課題の背景

呼吸機能障害、摂食嚥下機能障害、排せつ機能障害などにより医療的ケアを要する在宅療養児は、就学の要件として親の付き添いによる医療的ケアの実施を求められ、親の負担増大への危惧、子どもの教育機会の保障、さらに医行為実施に伴う責任といった観点からの議論が展開されてきた。この問題について政府は検討を重ね、2004年に適切な医学管理の下に特別支援学校の教員が痰の吸引、経管栄養（胃ろう、腸ろう）、自己導尿の補助を実施可能となり（国立特別支援教育総合研究所、2011）、さらに2012年より医療的ケアのうちの「痰の吸引と経管栄養」は一定の研修を受けた教員による実施が制度化された（文部科学省、2011a）。そうした流れから、特別支援学校への看護師配置が推進され、2015年度には3,493名と着実に増えており（文部科学省、2016）、看護師と教員の連携による実施体制の構築の研究が進められている（立松・市江、2008；下川、2012）。

一方、公立の小・中学校（以下、通常学校）では、2015年度の全国調査によると839名の児童生徒が医療的ケアを受けている（文部科学省、2016）。文部科学省の検討会議において「看護師による医療的ケアの実施が望ましい」（文部科学省、2011b）とされながらも、看護師が配置されている学校数は児童数の４割に留まっており（文部科学省、2016）、多くが母親の付き添いによる実施に依存している（下川、2012；荒川・荒川、2012；八木、2014）。母親は付き添いだけでなく、日中、夜間を問わず休みなくケアと家事と育児に追われ続けることにより、身体的・精神的負担が大きく健康上の問題を生じる危険性が懸念される。また、在宅療養児の将来的な自立を目指した社会性の確保という点と、学校に通う他の子どもたちの仲間意識の醸成の点からも、母親の付き添いの常態化が及ぼすマイナスの影響の指摘がなされている（八木、2014）。そのため、通常学校における医療的ケアの実施者としては訪問看護師活用への期待の声が聞かれる（古城ほか、2014）が、制度化されていないため、一部の地方自治体が訪問看護師の学校派遣費用の助成を試行的に実施している状況であり、そうした取り組みの効果や課題に関する研究はあまり見当たらない。

そこで、筆者らは2014年度に訪問看護師の通常学校訪問による医療的ケア実施への市町村のモデル事業事例を取り上げ、担当訪問看護師と母親を対象に調査した。その結果、療養児と母親のニーズに対する訪問看護師の判断と支援行動の構造が明らかとなり、教育行政・学校関係者とのきめ細かな連携がモデル事業推進の鍵となっている状況が示唆された（岡部・石原、2015）。そこで今回は、同事例に関わった教育行政・学校関係者側の視点から訪問看護師との連携の認識と行動を把握、整理することにより、今後の通常学校における医療的支援ニーズへの支援の方向性を見出すことにつながると考えた。

Ⅱ．研究目的

医療的ケアを要する在宅療養児の通常学校への訪問看護による医療的ケア実施事例における教育関係者の連携行動と役割認識を明らかにする。

Ⅲ．研究方法

首都圏Ａ市にて2014年度に自治体がモデル事業として予算化の上実施された、通常学校での訪問看護事例（６歳女児、二分脊椎、間欠的自己導尿、車椅子移動、以下、療養児）に関わった教育支援センター関係者（センター長、担当者）、療養児が在籍する小学校関係者（校長、特別支援学級主任、肢体不自由学級担任）の５名を対象に以下の内容について１時間程度の半構造化面接調査を行い、許可を得てICレコーダーにて録音した。インタビュー内容は①モデル事業開始までの経過、各関係機関との連携調整行動と工夫、思い②学校での医療的

＊１　東海大学健康科学部看護学科

ケア実施前から実施中、実施後の連携行動と工夫、思い③モデル事業実施による関係者（療養児、母親、訪問看護師、学校関係者・教育行政関係者）の変化に関する認識④医療処置を要する児童の通常学校における訪問看護サービス活用の効果と課題に関する認識であった。逐語録から調査項目に該当する語りを抜き出し、意味を要約し教育関係者の連携行動と役割認識を抽出した。倫理的配慮として、調査対象と児の保護者に目的、協力の自由意思尊重、プライバシー保護、自治体独自事業としての実施であることも含めての学会等への成果発表について文書と口頭で説明し研究参加への同意を書面にて得た。東海大学健康科学部倫理委員会の審査を経て承認を得て実施した。（申請番号15-10号）

Ⅳ．結果及び考察

小学校関係者からは、就学前に安全確保や医療処置実施時のプライバシーに配慮した環境整備、教育支援体制の構築の経緯とともに、児童自身の自己導尿のセルフケア確立を目指すという方向性を関係者、保護者と確認した上での連携であったことが語られ、療養児が適切な教育を受け成長発達していけるための観点を訪問看護師との連携において活かす役割認識が抽出された。教育行政関係者からは、就学相談時の児の成長発達に基づき就学先として通常学校の妥当性を判断し、小学校と訪問看護事業所と費用面も含めた調整を進めながら、助成費用の予算化へとつなげる役割認識が抽出された。さらに、学校と教育行政関係者に共通して語られた本事例への関わりの背景には「国民が適切な教育を受ける権利を保障するため、状況を的確に判断し柔軟に対応することは当たり前」との強固な認識が基盤にあり、その原則に則った情報収集と判断があらゆる場面でなされ、医療職との連携行動に活かされている様相が明らかとなった。

また、通常学校の就学支援を担当する教育関係者は本事例への関わりの経験から、訪問看護師が学校訪問だけでなく自宅訪問による関わりを併用しながらの、自己管理確立に向けた看護介入が、市の予算化による助成というモデル事業の目的達成に有用であったとの評価をしていた。

以上のことから、今後の通常学校における訪問看護の活用を進め、制度化へとつなげる上では、教育関係者の教育的観点からの判断を踏まえながら、セルフケア支援というゴール設定を共有することを念頭においた連携を進めることが効果的である可能性が示唆されたと考える。

本研究は2015年度健康科学部特別研究費の助成を受けて実施し、研究成果の一部を第６回日本在宅看護学会学術集会にて発表した。

参考文献

荒川哲郎・荒川真人（2012）：地域の通常学校で医療的ケアを要する子どもが学ぶ意味，三重大学教育学部研究紀要，63，371-377.

国立特別支援教育総合研究所（2011）：医療的ケアを必要とする子どもへの対応、URL： http://www.nise.go.jp/cms/13,979,50,208.html（2016年９月15日閲覧）

古城恵子・吉田由美・糸井志津乃（2014）：二分脊椎症で導尿の必要な子どもをもつ母親の支えに関する思い，家族看護学研究，19（2），126-149.

文部科学省（2011a）：資料6：たんの吸引等の実施のための制度について（文部科学省関係）（社会福祉士及び介護福祉士法関係）、URL： http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/siryo/attach/1310100.htm（2016年9月15日閲覧）

文部科学省（2011b）：特別支援学校等における医療的ケアへの今後の対応について、平成23年12月９日特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議、URL： http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/087/houkoku/1314048.htm（2016年 ９ 月15日 閲覧）

文部科学省（2016）：平成27年度特別支援学級等の医療的ケアに関する調査結果について、URL： http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/__icsFiles/afieldfile/2016/05/02/1370505_04.pdf（2016年９月15日閲覧）

岡部明子・石原孝子（2015）：医療ニーズの高い在宅療養児の学校生活を支援する訪問看護師の役割の検討、東海大学健康科学部紀要、第21号、97-98.

下川和洋（2012）：学校教育における医療的ケアの到達点と課題，障害者問題研究，40（2），36-43.

立松生陽・市江和子（2009）：障害児（者）と家族における医療的ケアに関する研究動向と課題の文献検討，日本小児看護学会誌，18（3），46-51.

八木慎一（2014）：普通学校における医療的ケアの必要な子どもへの教育をめぐる問題の生成－当事者としての親の視点から－，立命館人間科学研究，29，65-79.